

随意契約見直し計画

平成 19 年 12 月
独立行政法人家畜改良センター

1. 随意契約の見直し計画

- (1) 平成 18 年度において、締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、直ちに一般競争入札等に移行するものとし、遅くとも 20 年度から全て一般競争入札等に移行することとした。

【全体】

		平成 18 年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(1.1%) 2	(0.3%) 0.03
一般競争入札等	競争入札			(72.1%) 132	(76.4%) 6.97
	企画競争			(%) 0	(%) 0
随意契約		(100%) 183	(100%) 9.11	(19.1%) 35	(15.3%) 1.39
合 計		(100%) 183	(100%) 9.11	(100%) 183	(100%) 9.12

(注 1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注 2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等】

		平成 18 年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(%)	(%)

一般競争入札等	競争入札			() %	() %
	企画競争	() %	() %	(42.9%)	(83.1%)
随意契約		(100%)	(100%)	(57.1%)	(16.9%)
		7	0.64	4	0.11
合 計		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
		7	0.64	7	0.65

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等以外の者】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)				(1.1%)	(0.4%)
				2	0.03
一般競争入札等	競争入札			(75.0%)	(82.3%)
	企画競争			() %	() %
随意契約		(100%)	(100%)	(17.6%)	(15.1%)
		176	8.46	31	1.28
合 計		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
		176	8.46	176	8.47

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

(2) 随意契約によることができる場合を定める基準について、以下のとおり改正することとした。

契約種別に関係なく、「500万円を超えないもの」から、それぞれ工事又は製造については「250万円を超えないもの」、財産の買い入れについては、「160万円を超えないもの」、物件の借入については「予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えないもの」、物件の売り払いについては「50万円を超えないもの」、物件の貸し付けについては、「予定賃貸料の年額又は総額が30万円を超えないもの」、その他の契約については「1

00万円を超えないもの」に変更

随意契約が例外的契約方法であることから「その他随意契約とする特別の理由があるとき」と規定していた包括条項（バスケットクローズ条項）を廃止

- (3) 契約の公表の基準について、以下のとおり改正することとした。
支出を原因とする「500万円を超える随意契約」から、それぞれ工事又は製造については「250万円を超えるもの」、財産の買入れについては、「160万円を超えるもの」、物件の借入については「予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えるもの」、その他の契約については「100万円を超えるもの」に変更

2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期
平成19年12月までに、以下の措置を講じ、平成20年1月以降、順次実施し、随意契約によることが真にやむを得ないもの以外、遅くとも平成20年度から一般競争入札等に移行。

- (1) 総合評価方式の導入拡大

情報システム業務等について、総合評価落札方式による一般競争入札の導入を拡大する。

- (2) 複数年度契約の拡大

複数年度にわたる事務、検査作業機器、建設作業機械等のリース、保守等の契約については、複数年契約の導入を拡大する。

- (3) 入札事務の効率化

一般競争入札の拡大に伴う業務量の増加を勘案し、郵便入札を積極的に導入する。

ホームページによる公告や、国の競争契約参加資格の活用による競争契約参加者資格審査の効率化を図る。

入札関係資料の配付及び提出について電子媒体の使用を促進する。

- (4) その他

随意契約について内部監査を重点的に行うとともに、内部監査マニュアルを整備する。

- (注) 個別の契約の移行時期及び手順については、「随意契約の点検・見直しの状況」に記載